

海南市の水道事業の現状と課題、 水道料金の見直しについて

令和5年7月

海南市水道部



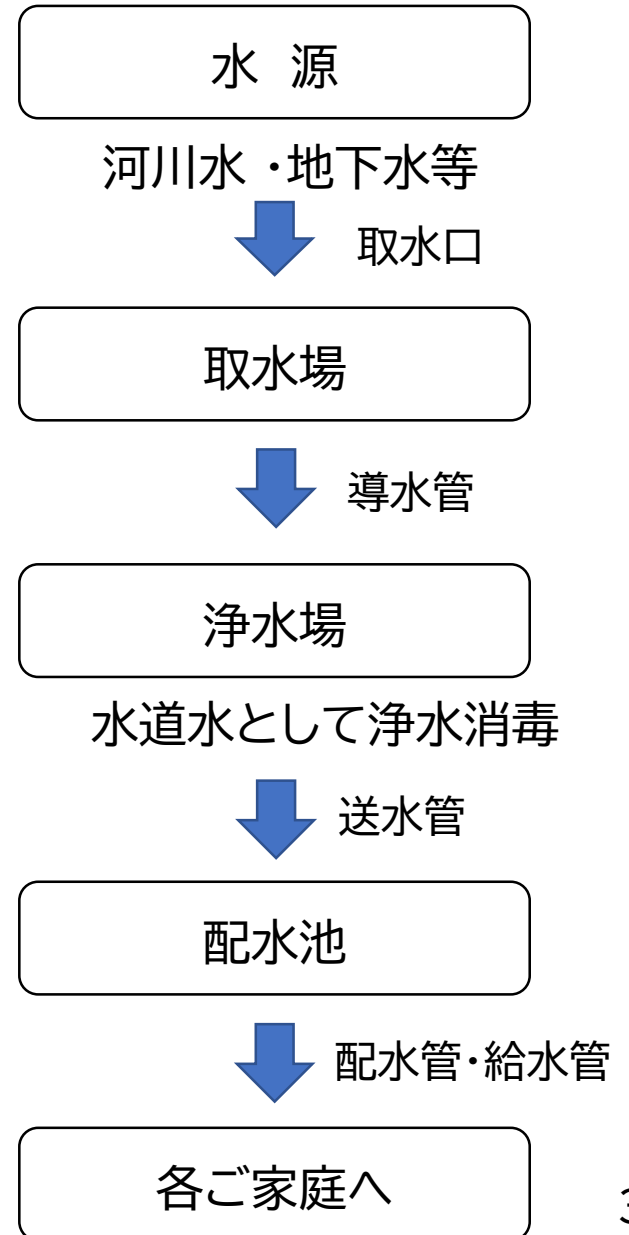
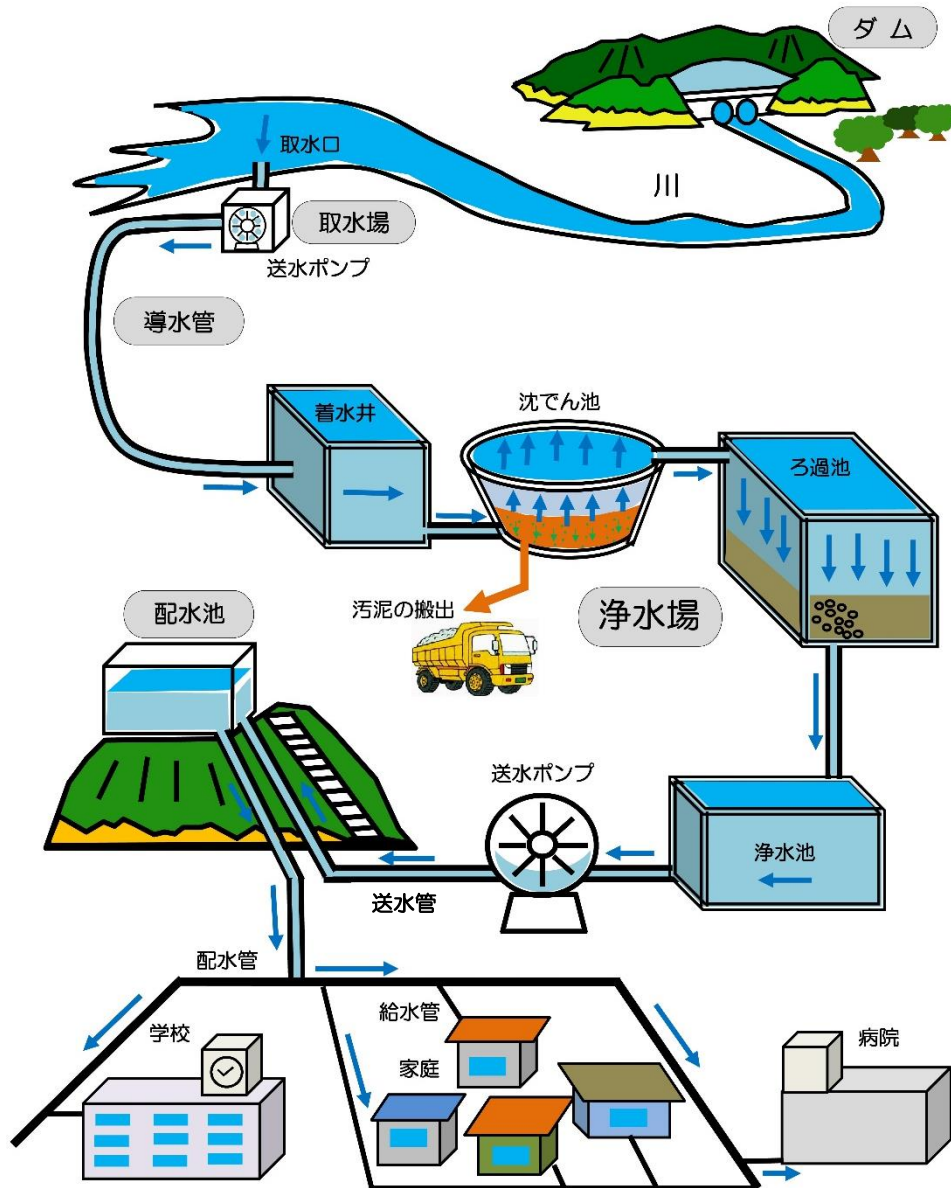
エクアくん

水道事業の現状



エクアくん

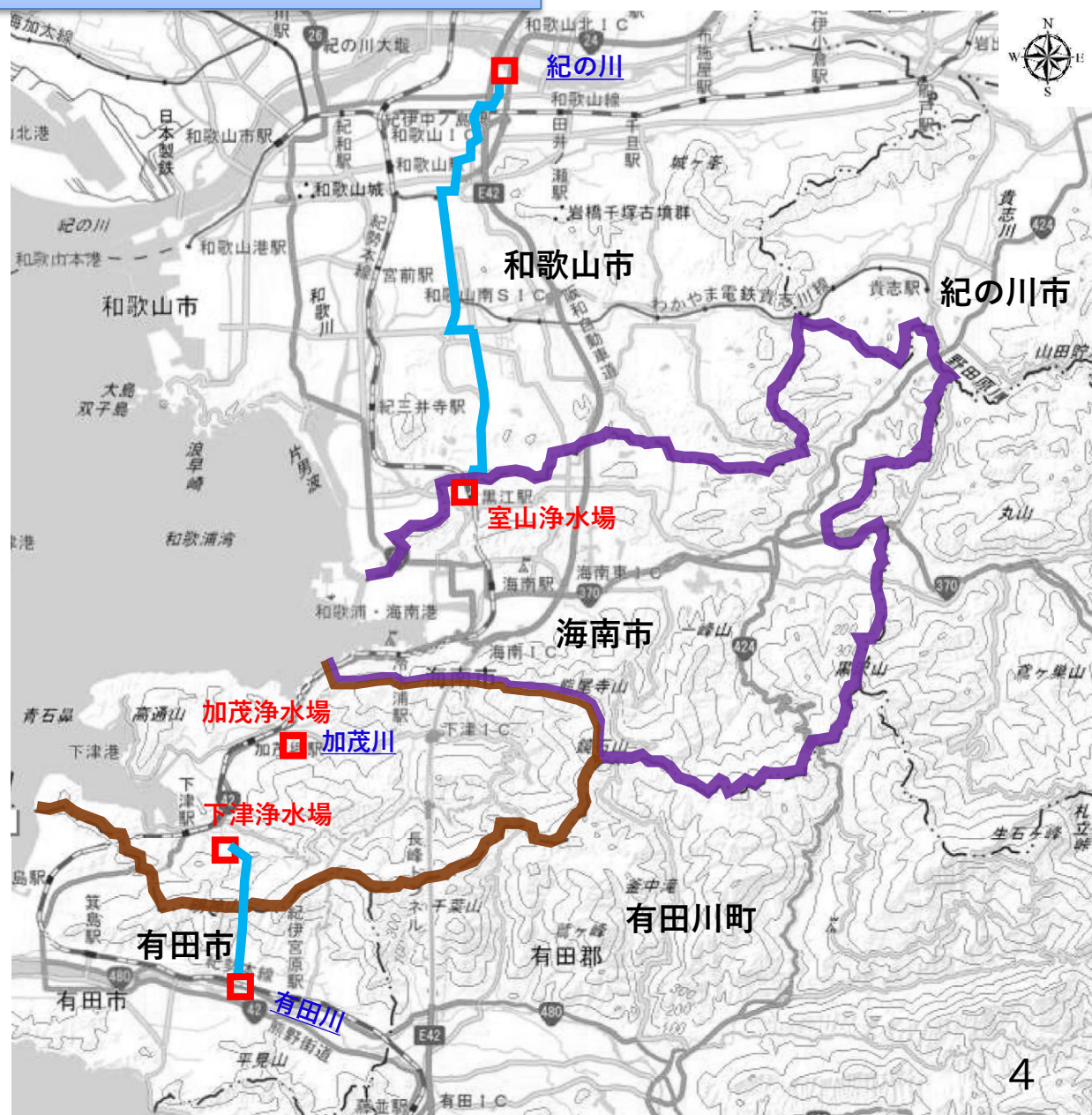
水道のしくみ



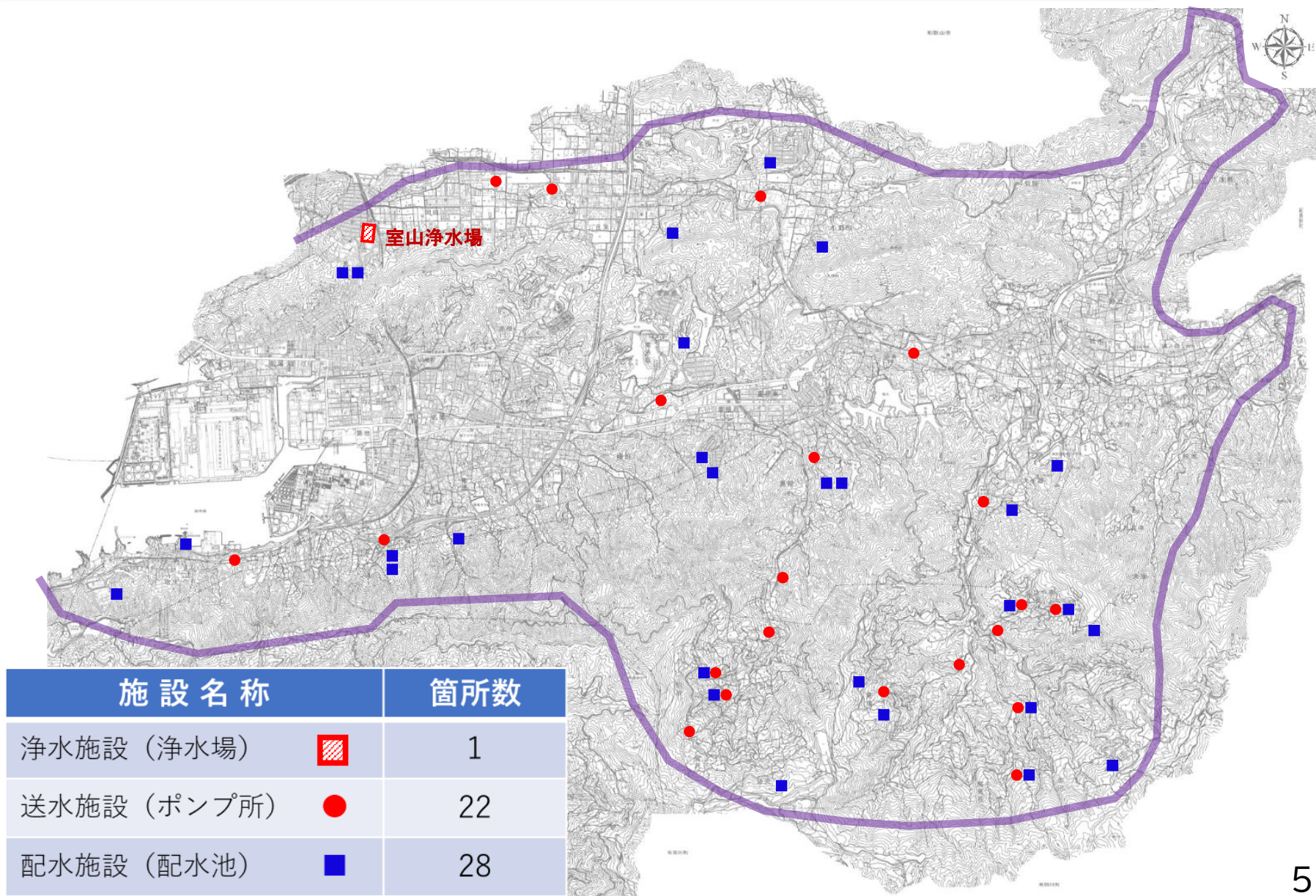
水道施設の配置図(取水場・浄水場)

海南地域は、**紀の川**の原水を取水し、10.7kmの導水管により**室山浄水場**に送られ浄水しています。

下津地域は、**有田川**の原水を取水し約4.5kmの導水管により**下津浄水場**に送られ浄水するものと、**加茂川**の地下水を取水し**加茂浄水場**で浄水する2系統があります。

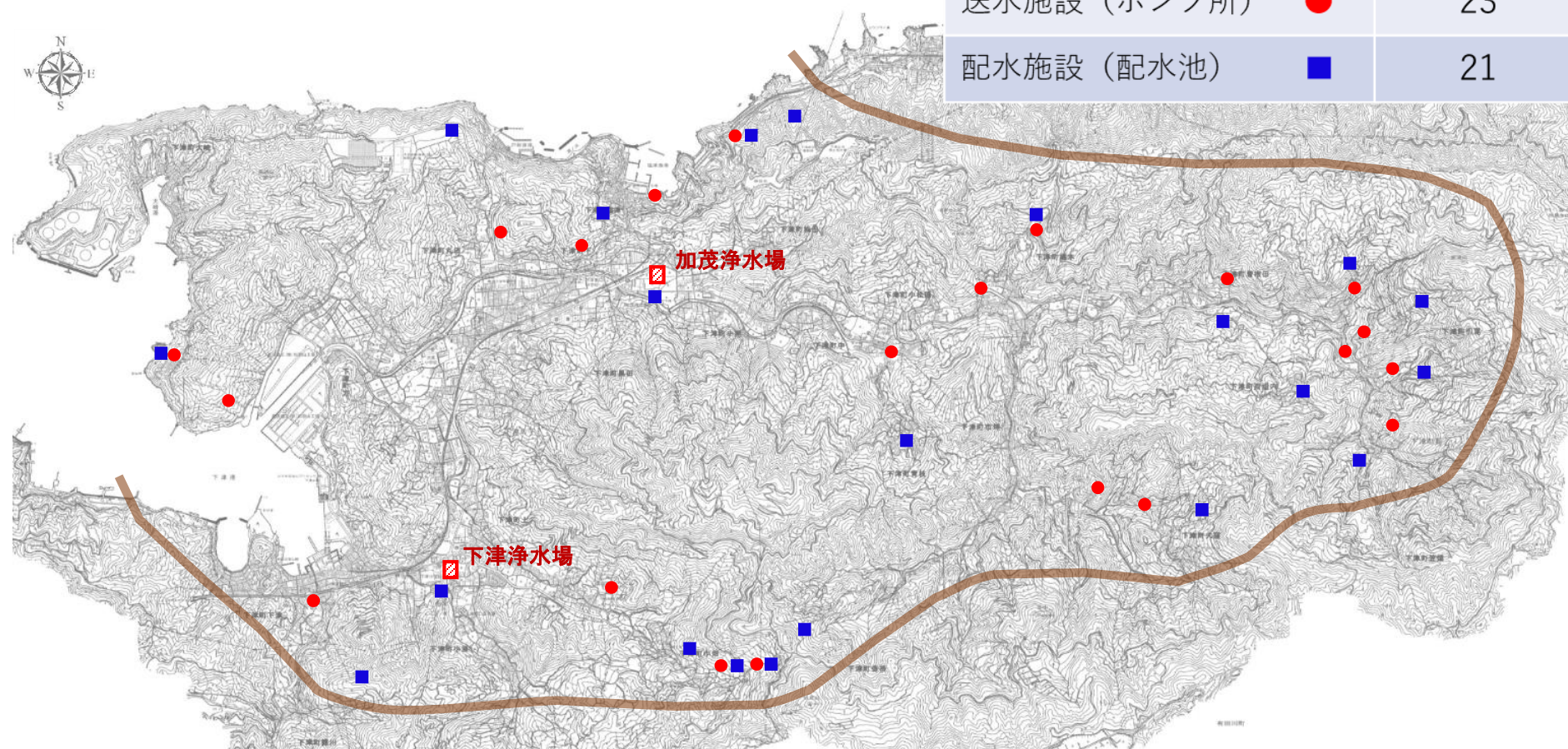


水道施設(浄水・送水・配水施設)の配置図(海南地域)



水道施設(浄水・送水・配水施設)の配置図(下津地域)

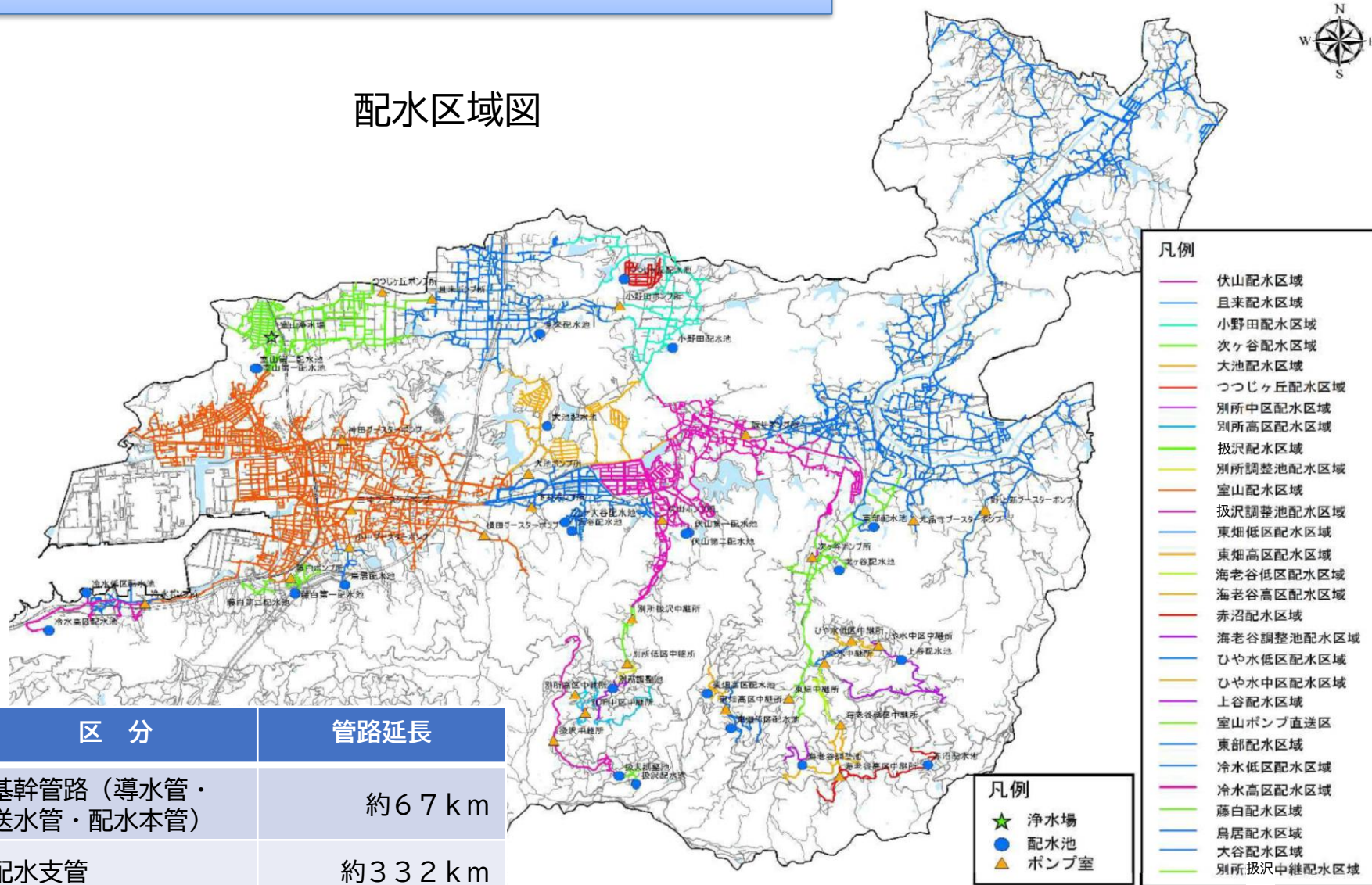
施設名称		箇所数
浄水施設 (浄水場)		2
送水施設 (ポンプ所)		23
配水施設 (配水池)		21



山間部へ水道水をお届けするため、多くの送水・配水施設が必要

水道管の布設状況(海南地域)

配水区域図



区 分	管路延長
基幹管路（導水管・送水管・配水本管）	約67 km
配水支管	約332 km
合 計	約399 km

水道管の布設状況(下津地域)

配水区域図



区 分	管路延長
基幹管路（導水管・送水管・配水本管）	約36 km
配水支管	約67 km
合 計	約103 km

凡例

- 浄水場直送区
- 加茂配水区域
- 橋本送配水区域
- 塩津第1配水区域
- 塩津第2配水区域
- 塩津第3配水区域
- 青枝配水区域
- 橋本配水区域
- 曾根田配水区域
- 土井原配水区域
- 興送配水区域
- 興配水区域
- 上出送配水区域
- 大窪送配水区域
- 百垣内送配水区域
- 百垣内配水区域
- 松尾配水区域
- 潮見台配水区域
- 香掛配水区域
- 峠配水区域
- 下津配水区域
- 大崎配水区域
- 小畑第1配水区域
- 小畑第2配水区域
- 小畑第3配水区域
- 鯉川配水区域

凡例

- ★ 浄水場
- 配水池
- ▲ ポンプ室

海南市内には、海南市から東京都までの距離より長い約500kmの水道管が布設されています。

取水施設(水源)

取水施設は、水源から原水を取水するための施設です。
海南地域は、紀の川の表流水より原水を取水しています。
また、下津地域は、下津水源・加茂水源を保有しており、有田川伏流水・地下水より原水を取水しています。



【紀の川取水口】(海南地域)



【有田川取水口】(下津地域)

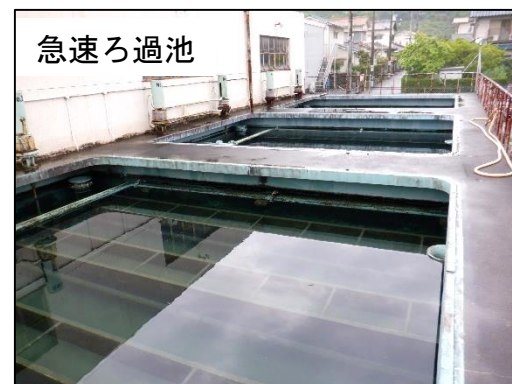
浄水場(室山浄水場)



浄水場管理棟



急速ろ過池



着水井



ろ過池洗浄水槽



強制沈殿池



上水汚泥脱水機



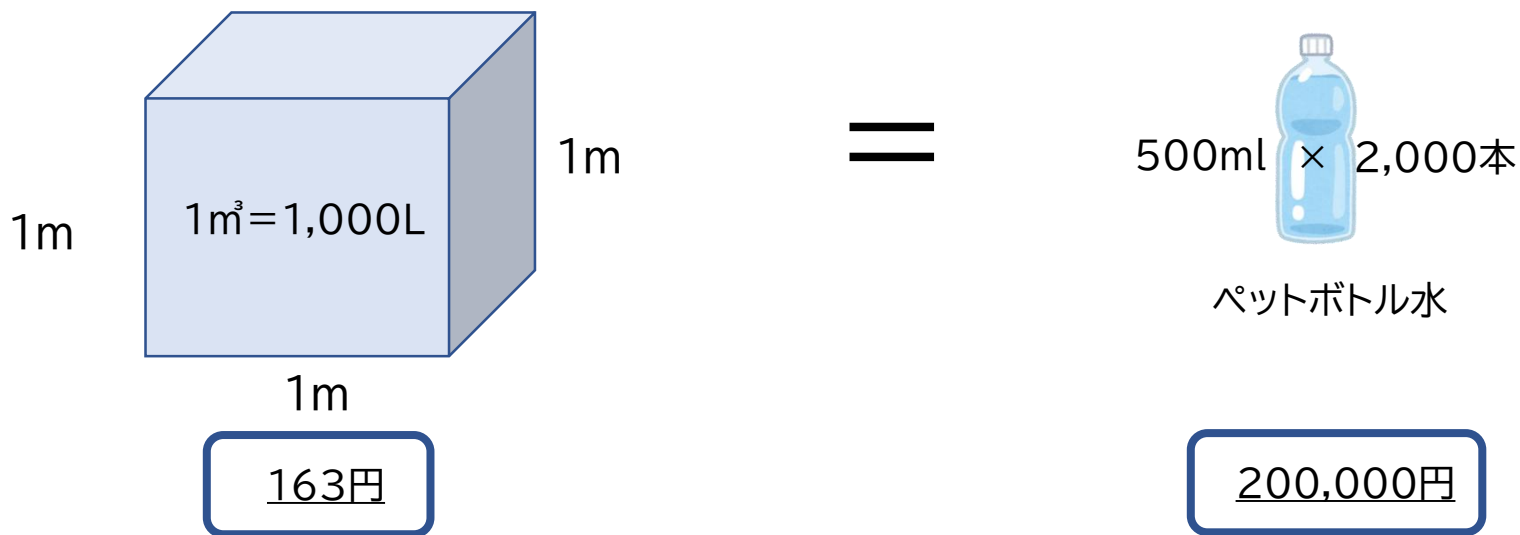
送水・配水施設(ポンプ所・配水池)



水道水の供給単価(販売単価)

- 水道水をお届けするために必要な費用は、水道料金でまかなわれています。
- 水道料金は、定額の基本料金と、使用水量に応じた従量料金で構成されています。

【水道水とペットボトル水との比較】



◆令和4年度の「水道料金総収入÷有収水量(※)」により算出
(※)有収水量とは…水道料金になる水量

◆ペットボトル1本(500ml)を100円により算出

- 水道料金の供給単価は、約163円／m³(令和4年度実績)です。
- 500mlのペットボトル2,000本分相当の水道水を約163円でお届けしています。

水道事業の会計

独立採算制

水道事業は、公営企業会計を適用し、一般会計(通常の自治体の会計)などの税金等で事業を行う公的サービスとは異なり、水道料金を主たる収入として独立採算により事業運営しなければならない。

地方公営企業法第17条の2 より

区分	市役所	水道事業
会計	一般会計	公営企業会計
主な収入源	税金	水道料金

水道事業は、費用のほとんどが水道料金でまかなわれています。

水道事業の課題



エクアくん

海南市水道事業の課題

人口の減少
節水機器の普及 など



収入の減少



老朽化した水道施設
の更新・耐震化



費用の増加

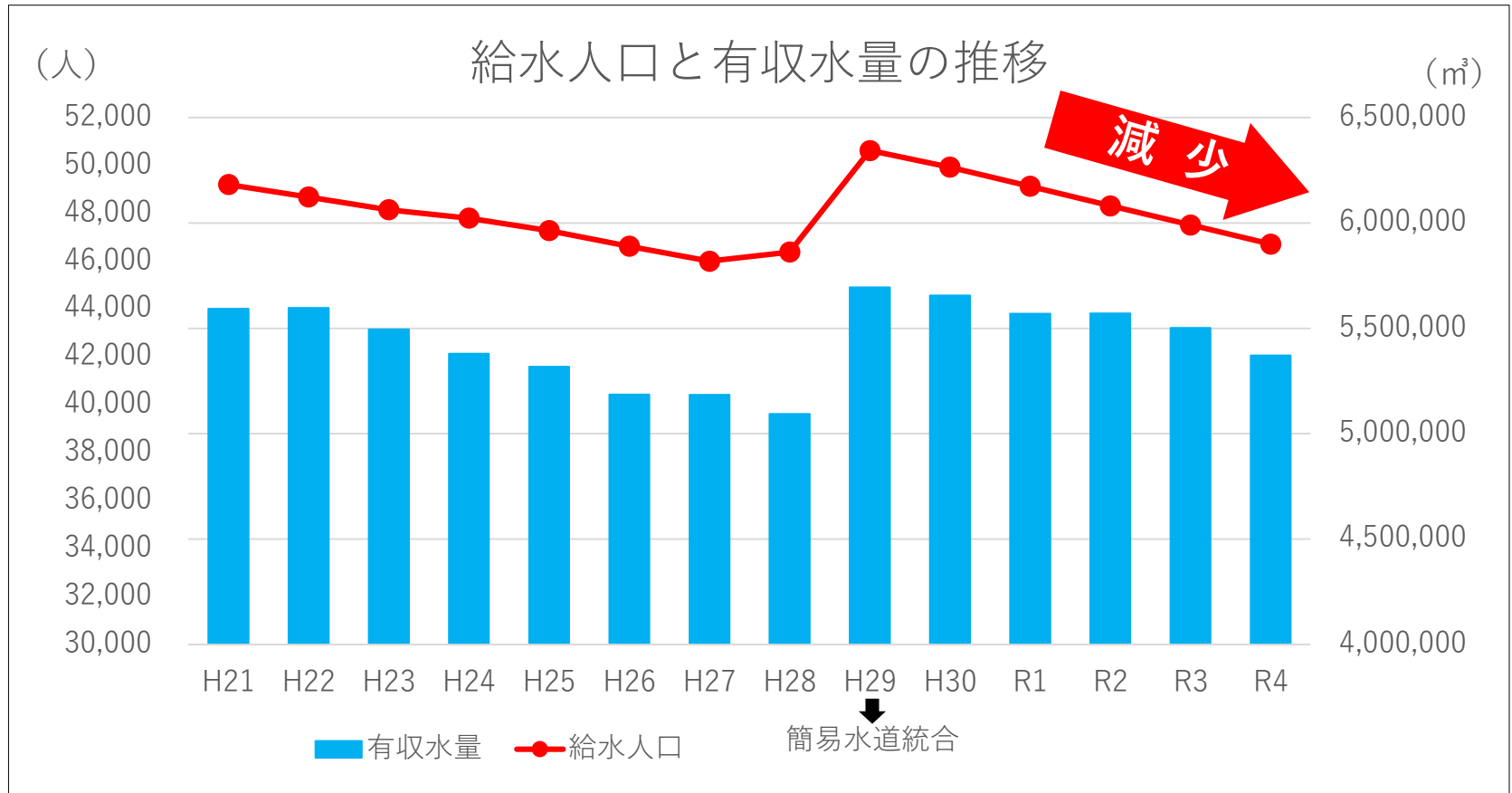


収入が減少する中、老朽化施設の更新・耐震化が必要



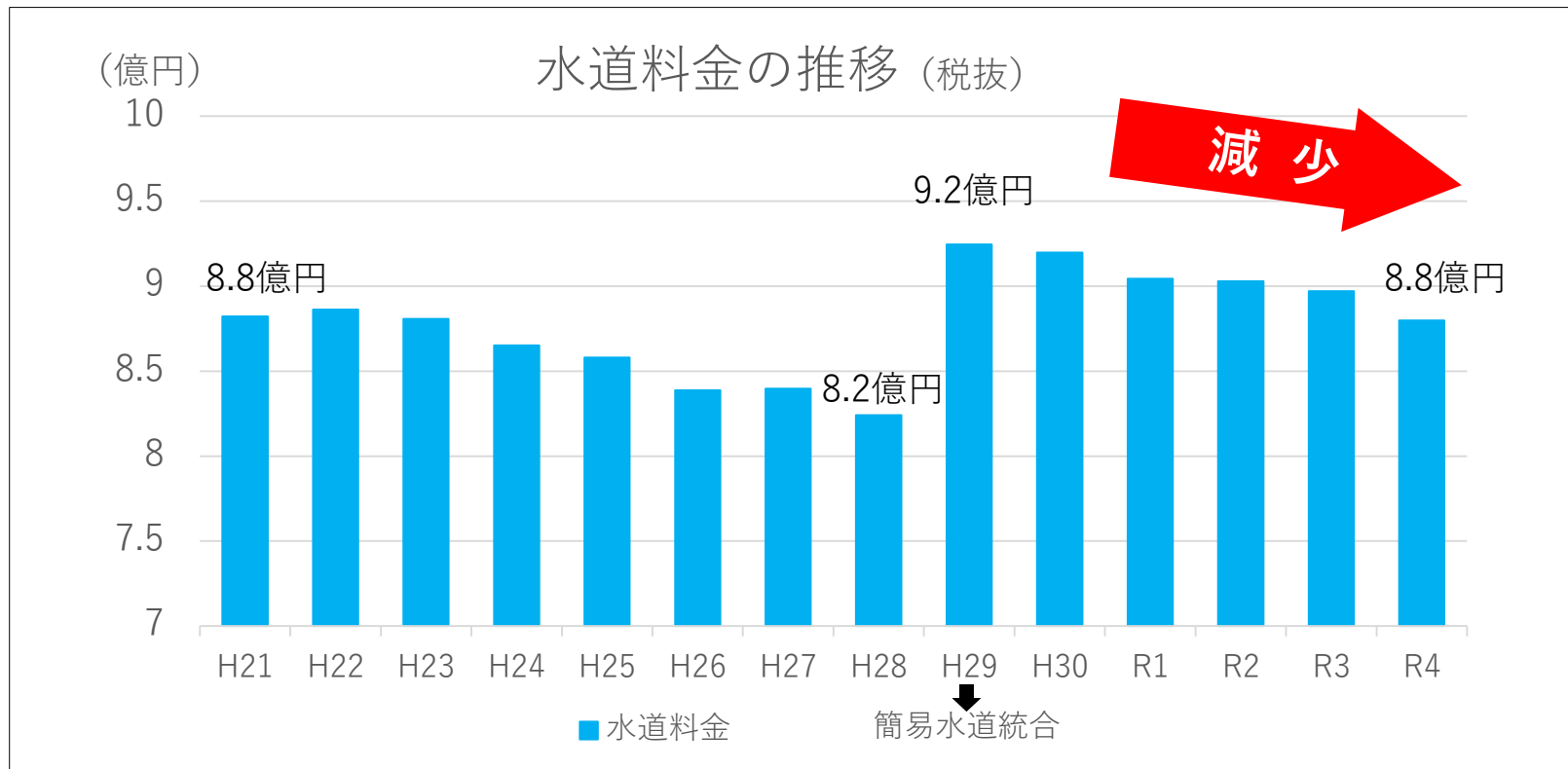
財源(料金収入)の確保が最重要課題

人口の減少



人口の減少に伴い、水道の使用量が減少

収入の減少



人口減少・節水機器の普及等により水道料金収入が減少

老朽化した水道施設の更新・耐震化

< 浄水場 >

室山浄水場



室山浄水場は、昭和34年の
給水開始以降、60年以上が
経過



老朽化の進行
未耐震



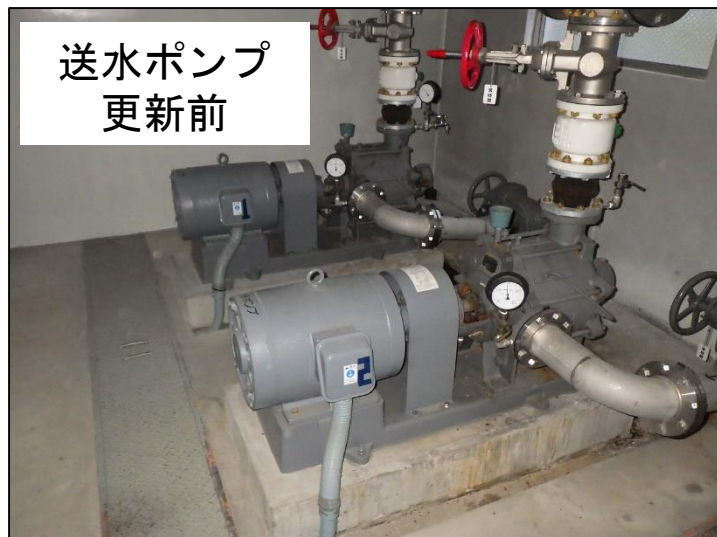
安全・安心で良質な水道水を安定的にお届けするため、浄水場の更新が必要

老朽化した水道施設の更新・耐震化

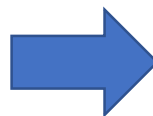
<送水施設>



更新



更新



老朽化した施設や耐震化が必要な水道施設が多く、多額の更新費用が必要

老朽化した水道施設の更新・耐震化

<水道管>



老朽配水管（鋳鉄管）

更新



災害に強い耐震管への布設替え
(出典：日本ダクタイル鉄管協会HP)



導水管の更新工事状況
(パイプインパイプ工法)



災害に強い水道管への布設替えが必要

経費削減の主な取り組み

分 類	取り組み概要
組織の再編	平成21年度に4課から3課に 令和 3 年度に3課から2課に
職員数の削減	平成17年度 36人(うち臨時職員4人) 令和 5 年度 24人(うち臨時職員5人)
業務の見直し	令和 2 年度 下津浄水場施設管理運営業務の見直し 平成26年度 隔月検針の導入 平成26年度 集金業務の廃止 令和 3 年度 隔月徴収の導入 その他、高利率企業債の繰上償還、借換え
施設の合理化	平成28年度 簡易水道の統合

経費削減等により、平成17年の合併以降、これまで料金改定(※)を行うことなく運営してきました。

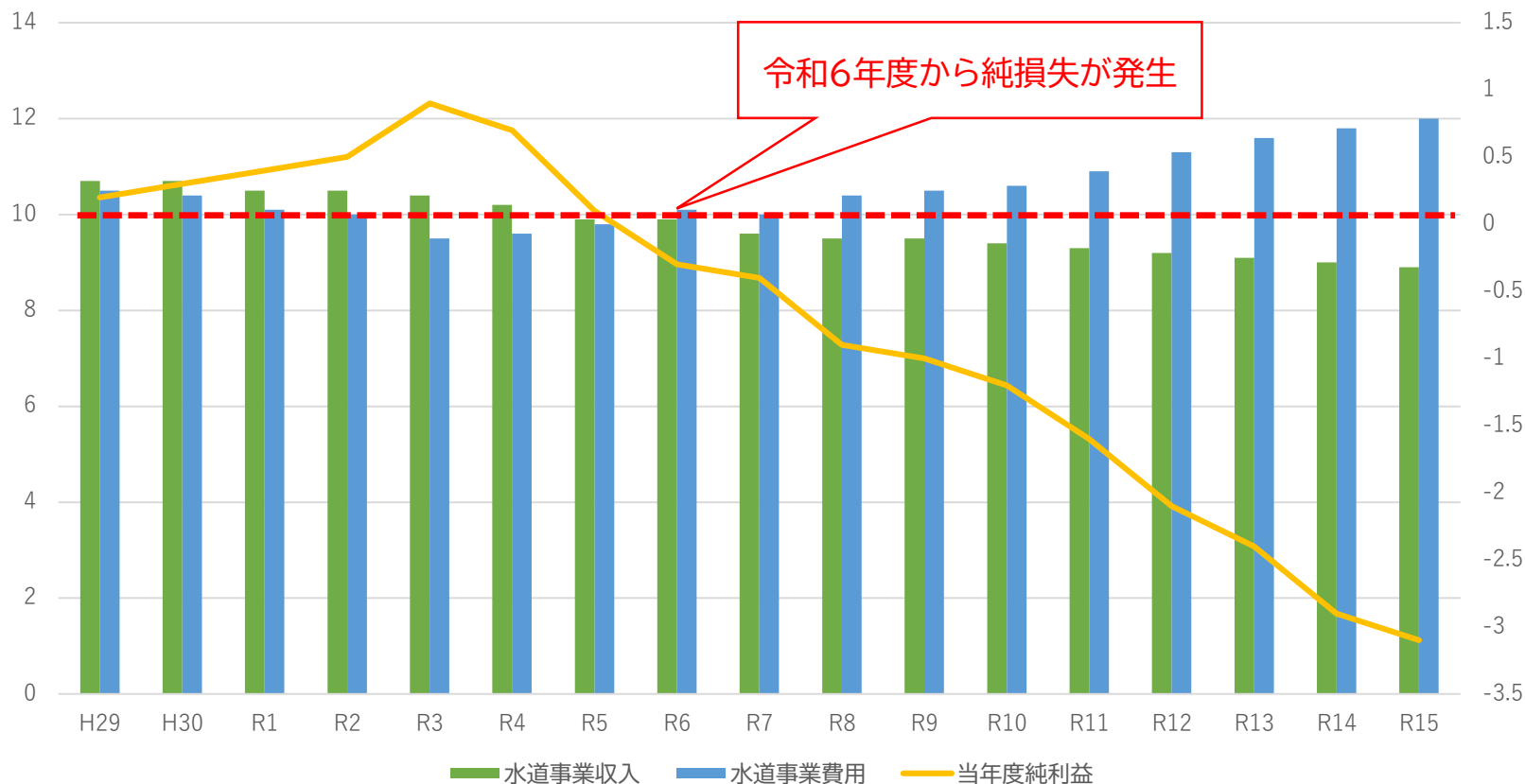
(※)消費税の増税による改定を除く。

収支の見通し(料金改定を行わなかった場合)

事業収入・費用
(億円)

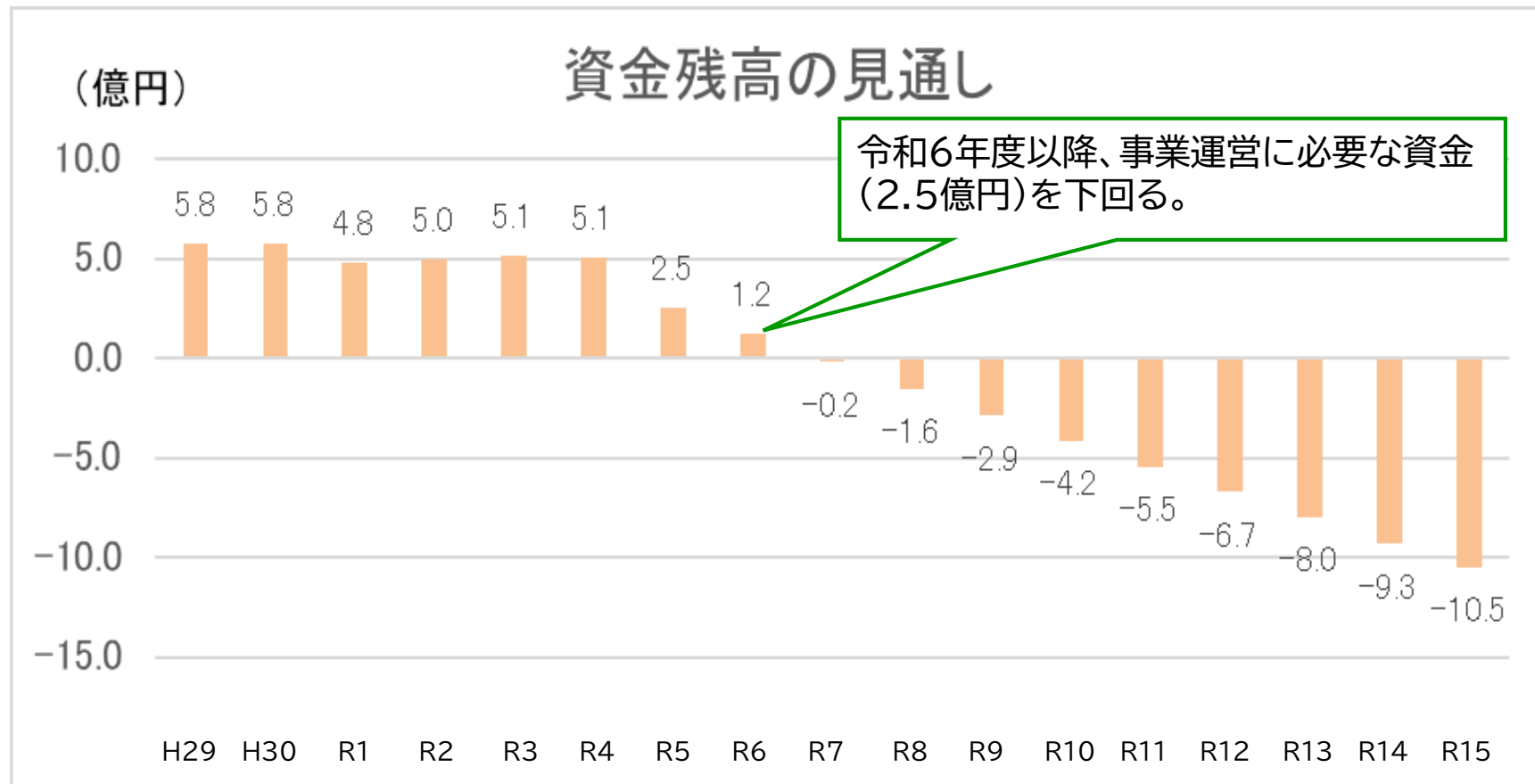
当年度純利益
(億円)

水道事業収支の状況



料金改定を行わなかった場合、令和6年度以降純損失が発生します。

資金残高の見通し(料金改定を行わなかった場合)



料金改定を行わなかった場合、令和6年度以降資金不足となり、事業の運営が困難となります。

水道料金の見直し



エクアくん

海南市水道料金審議会での審議・検討

今後の海南市にふさわしい水道料金について、
海南市水道料金審議会において審議・検討。

開催日	審議内容
第1回 令和4年10月27日	◇諮問 ◇海南市水道事業の概要について
第2回 令和4年11月21日	◇海南市水道事業の現状と課題について ◇水道料金、水道事業会計のしくみについて
第3回 令和4年12月19日	◇財政計画の策定について ◇料金水準の算定について
第4回 令和5年 1月23日	◇料金体系の設定について ◇料金表の確定について
第5回 令和5年 2月21日	◇答申(案)の検討
第6回 令和5年 3月20日	◇答申「海南市にふさわしい水道料金について」

海南市水道料金審議会からの答申の概要

- 料金改定率 : 平均改定率16%
- 料金改定日 : 令和6年4月1日
- 料金体系の見直し
 - ◇ 用途別から口径別に移行（ただし、湯屋営業用は除く）
 - ◇ 基本水量の廃止



海南市では、この答申を受け、今後も引き続き、安全・安心で良質な水道水を安定的にお届けするため、水道料金の見直しが必要であると考えています。

水道料金表（1か月につき）

現 行									
給水料金									
種別及び用途		給水料金							
		基本料金		超過料金 (1㎡につき)					
専用給水装置	1 家事用	10㎡まで	1,397	10㎡を超え20㎡までの分	139	20㎡を超え50㎡までの分	178	50㎡を超える分	196
	2 業務用	20㎡まで	2,794	20㎡を超え50㎡までの分	178	50㎡を超え100㎡までの分	215	100㎡を超える分	240
	3 官公署・会社・学校・病院等用	20㎡まで	2,794	20㎡を超え50㎡までの分	178	50㎡を超え100㎡までの分	215	100㎡を超える分	240
	4 湯屋営業用	200㎡まで	16,830	200㎡を超える分	88				
	5 特設給水用	10㎡まで	2,794	10㎡を超える分	292				
	6 岸壁給水用	なし		1㎡につき	292				
	7 船舶給水用	なし		1㎡につき	176				
	共用給水装置	1戸当たり 10㎡まで	1,397	10㎡を超え20㎡までの分	139	20㎡を超え50㎡までの分	178	50㎡を超える分	196
メーター使用料									
口 径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用料金	66	110	132	253	935	1,265	2,035	3,245	4,895

（金額単位：円。税込）

改 定 後							
<一般用>							
種別及び口径		基本料金	従量料金（1㎡につき）				
			1～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～100㎡	101㎡～
専用給水装置	13 mm	1,561	16	165	210	254	283
	20 mm	1,612					
	25 mm	1,639					
	40 mm	3,264					
	50 mm	4,069					
	75 mm	4,458					
	100 mm	5,367					
	150 mm	6,795					
200 mm	8,742						
共用給水装置		1戸当たり、上記「専用給水装置の口径13mmの料金」を適用					
<湯屋営業用>							
種 別		基本料金 （200㎡まで）	従量料金 （201㎡～。1㎡につき）				
専用給水装置		19,820	88				

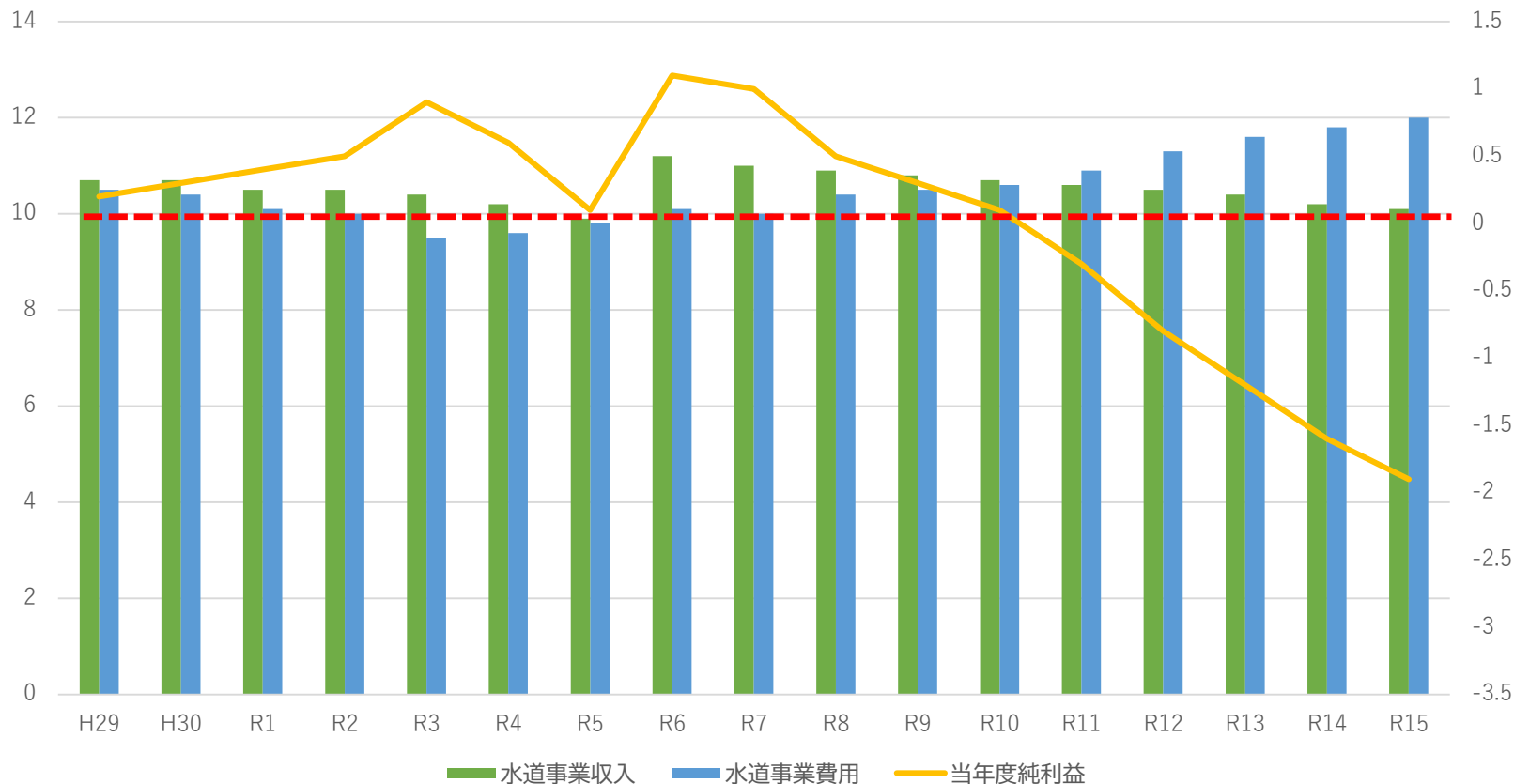
（金額単位：円。税込）

収支の見通し(料金改定を行った場合)

事業収入・費用
(億円)

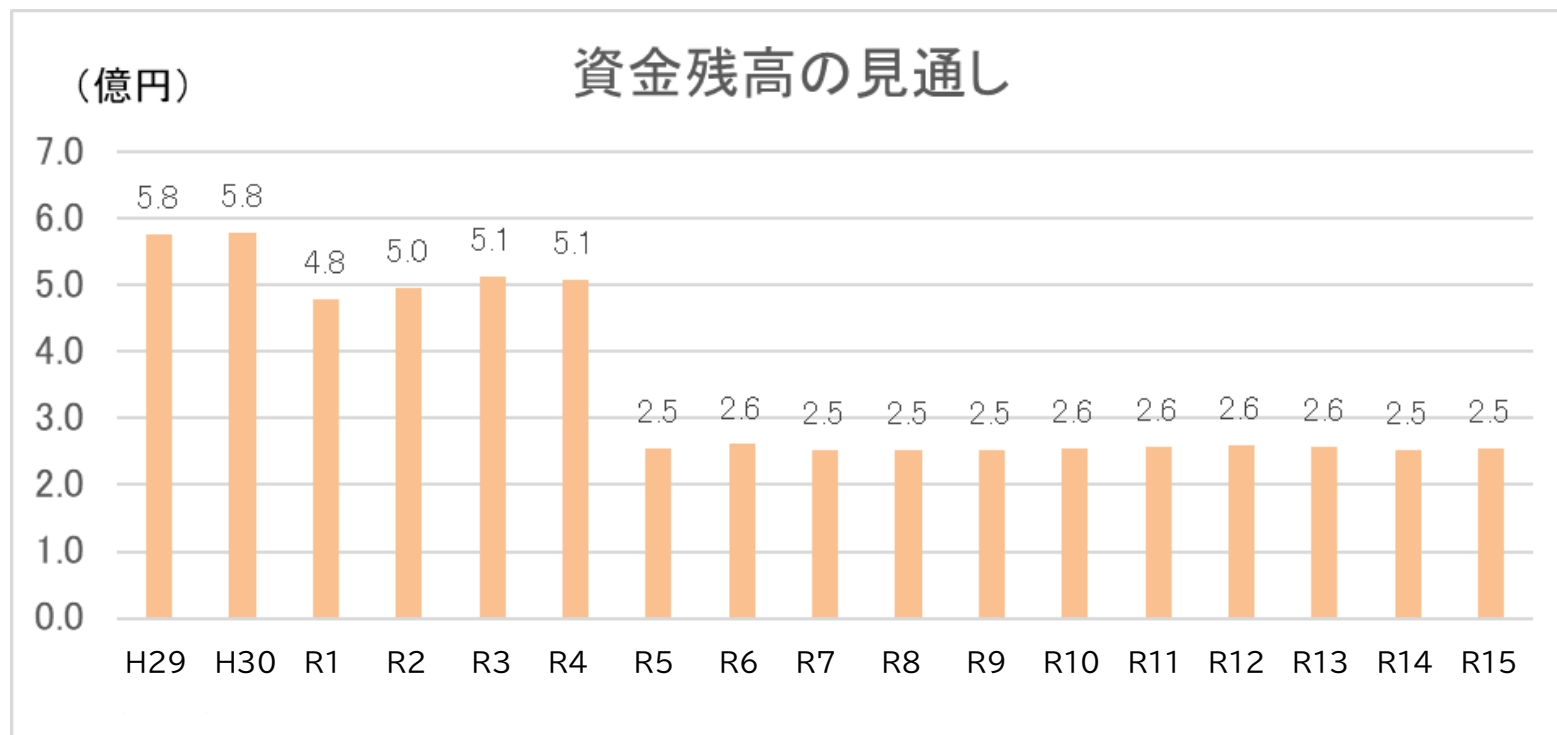
水道事業収支の状況

当年度純利益
(億円)



料金改定を行った場合、令和10年度まで純利益の確保が可能となります。

資金残高の見通し(料金改定を行った場合)



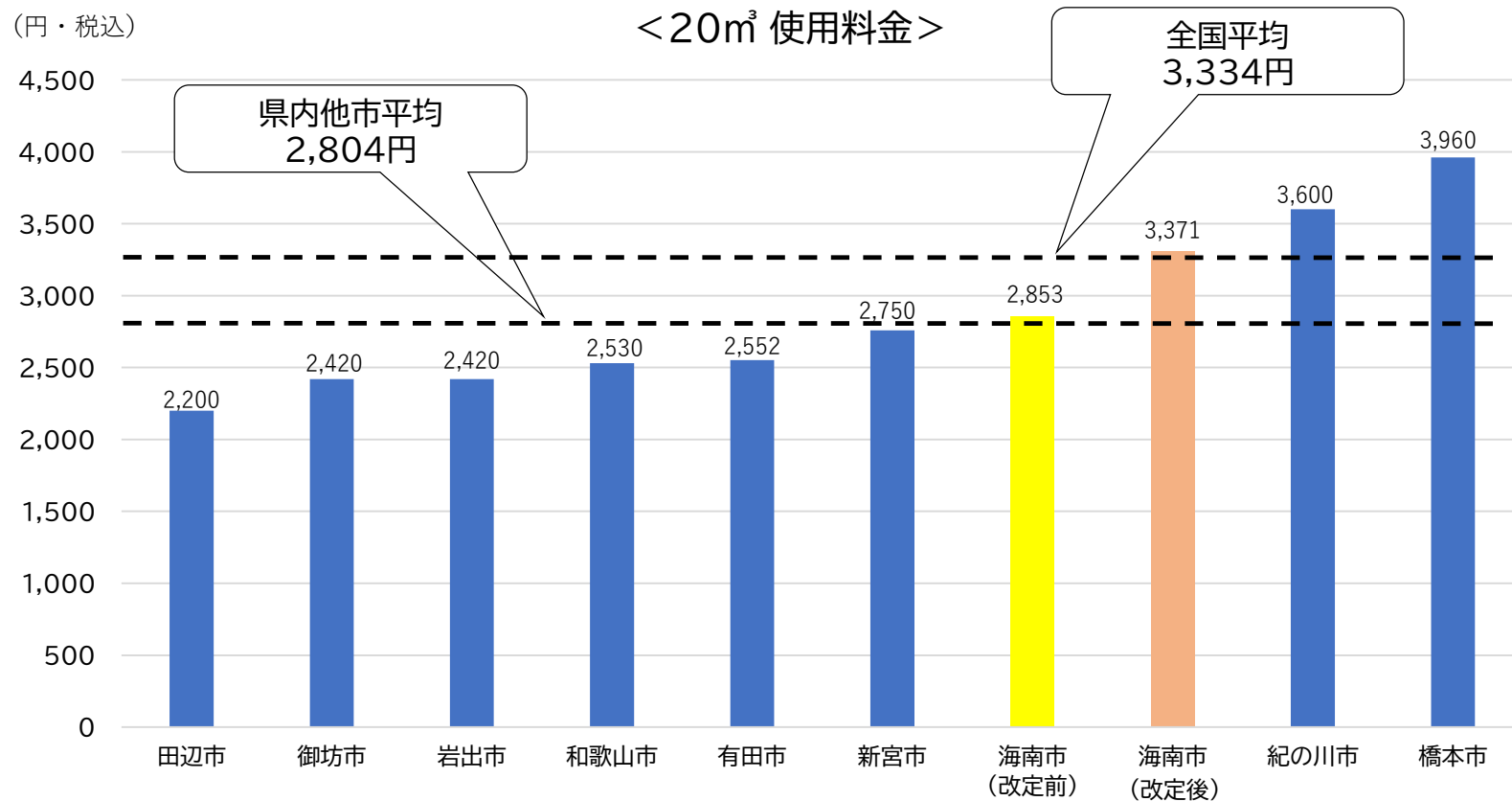
料金改定を行った場合、令和15年度末まで、毎年約2.5億円の資金の確保が可能となります。

料金改定後の主な事業

項 目	事業名(R1～R15)
浄水施設の耐震化	・室山浄水場整備事業 約56億円 ・出島水源地導水施設更新事業 約10億円
基幹管路の耐震化	・紀の川導水管更新事業 約25億円 ・基幹管路更新事業 約3億円
緊急連絡管の整備	・海南下津相互連絡管布設事業 約4億円
管路の更新	・老朽管等更新事業 約33億円
施設の改修	・施設改修事業 約13億円
その他	・事務費等 約10億円
合 計	約154億円

上記事業の実施により、今後も安全・安心で良質な水道水を安定的にお届けしていきます。

県内他市との料金比較



新料金の適用時期

令和6年3月31日以前から使用の方 … … … 7月検針分から
 令和6年4月1日以後に使用を開始した方 … 5月検針分から
 新料金を適用

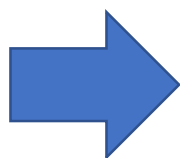
区 分	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
3月31日以前 から継続して 水道を使用	2・3月分 現行料金 適用	検針 ●	4・5月分 現行料金 適用	検針 ●	6・7月分 新料金 適用	検針 ●	8・9月分 新料金 適用
4月1日以後 に水道を使用 開始			4・5月分 新料金 適用	検針 ●	6・7月分 新料金 適用	検針 ●	8・9月分 新料金 適用

料 金 改 定 日
 令和6年4月1日

改定前後の料金比較(家事用) ※1か月あたり(税込)

<家事用 口径13mm>

使用水量	現行料金
0m ³	1,463円
10m ³	1,463円
20m ³	2,853円
30m ³	4,633円
40m ³	6,413円
50m ³	8,193円
100m ³	17,993円

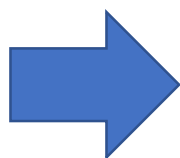


改定後	増加額	改定率
1,561円	+98円	7%
1,721円	+258円	18%
3,371円	+518円	18%
5,471円	+838円	18%
7,571円	+1,158円	18%
9,671円	+1,478円	18%
22,371円	+4,378円	24%

改定前後の料金比較(業務用) ※1か月あたり(税込)

<業務用 口径40mm>

使用水量	現行料金
0m ³	3,047円
10m ³	3,047円
20m ³	3,047円
30m ³	4,827円
40m ³	6,607円
50m ³	8,387円
100m ³	19,137円



改定後	増加額	改定率
3,264円	+217円	7%
3,424円	+377円	12%
3,584円	+537円	18%
5,684円	+857円	18%
7,784円	+1,177円	18%
9,884円	+1,497円	18%
22,584円	+3,447円	18%

新料金早見表 ※1か月あたり(税込)

一般用 (使用水量: m³、水道料金: 円)

使用 水量	水道料金			
	口径 13mm	20mm	25mm	40mm
0	1,561	1,612	1,639	3,264
1	1,577	1,628	1,655	3,280
2	1,593	1,644	1,671	3,296
3	1,609	1,660	1,687	3,312
4	1,625	1,676	1,703	3,328
5	1,641	1,692	1,719	3,344
6	1,657	1,708	1,735	3,360
7	1,673	1,724	1,751	3,376
8	1,689	1,740	1,767	3,392
9	1,705	1,756	1,783	3,408
10	1,721	1,772	1,799	3,424
11	1,886	1,937	1,964	3,440
12	2,051	2,102	2,129	3,456
13	2,216	2,267	2,294	3,472
14	2,381	2,432	2,459	3,488
15	2,546	2,597	2,624	3,504
16	2,711	2,762	2,789	3,520
17	2,876	2,927	2,954	3,536
18	3,041	3,092	3,119	3,552
19	3,206	3,257	3,284	3,568
20	3,371	3,422	3,449	3,584
21	3,581	3,632	3,659	3,794
22	3,791	3,842	3,869	4,004
23	4,001	4,052	4,079	4,214
24	4,211	4,262	4,289	4,424
25	4,421	4,472	4,499	4,634

使用 水量	水道料金			
	口径 13mm	20mm	25mm	40mm
26	4,631	4,682	4,709	4,844
27	4,841	4,892	4,919	5,054
28	5,051	5,102	5,129	5,264
29	5,261	5,312	5,339	5,474
30	5,471	5,522	5,549	5,684
31	5,681	5,732	5,759	5,894
32	5,891	5,942	5,969	6,104
33	6,101	6,152	6,179	6,314
34	6,311	6,362	6,389	6,524
35	6,521	6,572	6,599	6,734
36	6,731	6,782	6,809	6,944
37	6,941	6,992	7,019	7,154
38	7,151	7,202	7,229	7,364
39	7,361	7,412	7,439	7,574
40	7,571	7,622	7,649	7,784
45	8,621	8,672	8,699	8,834
50	9,671	9,722	9,749	9,884
55	10,941	10,992	11,019	11,154
60	12,211	12,262	12,289	12,424
70	14,751	14,802	14,829	14,964
80	17,291	17,342	17,369	17,504
90	19,831	19,882	19,909	20,044
100	22,371	22,422	22,449	22,584
150	36,521	36,572	36,599	36,734
200	50,671	50,722	50,749	50,884

その他の口径の早見表はホームページに掲載予定

検針票の見方

使用水量・料金等のお知らせ

お客様番号		口径	13
メーター番号		用途	
検針員			

今回指針	61 m ³
前回指針(一)	20 m ³
旧メーター使用量(+)	m ³
使用水量	41 m ³
給水料金	円
メーター使用料	円
合計料金	6,952 円

○ 料金表(令和6年4月1日から)

種別及び口径		基本料金	従量料金（1m ³ につき）				
			1～10m ³	11～20m ³	21～50m ³	51～100m ³	101m ³ ～
専用給水装置	13 mm	1,561	16	165	210	254	283
	20 mm	1,612					
	25 mm	1,639					
	40 mm	3,264					
	50 mm	4,069					
	75 mm	4,458					
	100 mm	5,367					
	150 mm	6,795					
	200 mm	8,742					
共用給水装置		1戸当たりにつき、上記「専用給水装置の口径13mmの料金」を適用					

7月検針 41m³
 6月分 21m³(端数は前月に加算)
 7月分 20m³

<計算例>

◇6月分 使用水量 21m³ 水道料金 3,581円

基本料金
1,561円

+

従量料金(1~10m³)
10m³×16円=160円

+

従量料金(11~20m³)
10m³×165円=1,650円

+

従量料金(21~50m³)
1m³×210円=210円

◇7月分 使用水量 20m³ 水道料金 3,371円

基本料金
1,561円

+

従量料金(1~10m³)
10m³×16円=160円

+

従量料金(11~20m³)
10m³×165円=1,650円

合計料金(2か月分)
使用水量 41m³
水道料金 6,952円

これからも、安全・安心で良質な水道水を安定してお届けするため、市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(※) 水道料金の見直しについては、今後、海南市議会において、海南市水道事業給水条例の改正案を審議し可決された後に実施されることとなります。

【お問い合わせ先】

海南市水道部

業務課（料金に関すること）

TEL:073-483-8750

工務課（工事に関すること）

TEL:073-483-8751



エクアくん

MEMO